

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2000		
No.	601	補助金名	下田市順天堂静岡病院通院バス利用助成	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市順天堂静岡病院通院バス利用助成事業実施要綱			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策5 地域医療体制の充実
	施策	地域医療の連携を強化します		
補助対象者	株式会社 東海バス	事務局等	市民保健課健康づくり係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	H13	補助終期設定	なし	補助率
				運行経費片道 500円
				1件当たり補助上限額
				利用回数実績×5 00円

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	700,000	0	700,000
R07	700,000	0	700,000
R06	839,000	0	839,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	629,292	0	629,292
R05	624,606	0	624,606
R04	610,929	0	610,929
R03	605,613	0	605,613
R02	600,009	0	600,009

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	地域医療支援病院として高度な医療を供給できる順天堂大学医学部附属静岡病院への交通の利便を図るため平成13年度から試行開始。令和7年度からの路線変更及び助成制度の方法を変更。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	なし
代替手段との比較	伊東駅経由で鉄道とバスを乗り継ぎ利用した場合、伊豆急下田駅から片道2,860円で、860円多く負担がかかる。
当初目的の達成度	乗降者は減少傾向にあるが、高齢者等の大学病院受診の交通手段として重要な役割を果たしている。
同一団体への他の補助金の有無	国庫補助路線への実証実験中
廃止の見込み、廃止の影響	3次医療の高度医療サービスを受けるためには伊豆長岡にある順天堂大学医学部附属静岡病院まで行く必要があり、高齢化社会においては医療受診における交通機関の維持が必要。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	現在、路線バス運行会社は1社であり、乗車1人分につき500円を補助金として交付することで順天堂大学医学部静岡病院受診者等も500円の軽減となっている。	10
市が補助すべき理由	※②	令和2年10月にアンケートを実施。利用者は減少傾向にあるが、高齢化により、自家用車での通院が難しいことなどの背景から、継続の希望が強い。	8
目的・内容		高度医療を提供する順天堂大学医学部附属静岡病院への通院等の交通の利便を確保し、住民の健康、福祉に資するため。	10
補助金の主な使途		運行経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、保険料、車両減却費、諸税、一般管理費、その他実施に要する費用）	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	令和7年度より、1市3町（下田市、南伊豆町、河津町、東伊豆町）、順天堂大学静岡病院、東海バスとの協定を廃止 下田市内から順天堂大学静岡病院までのバス利用1件につき500円（片道）×1,400件乗車=70万円の助成方法に変更	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	8
成果・費用対効果	※④	高齢化社会における医療福祉の向上に貢献している。 R4利用者数1,318人 R5利用者数1,350人 R6利用者1,393人	10

①公益性 10

②必要性 9

③適格性 9

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2061		
No.	602	補助金名	賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金/下田市小児救急医療対策事業費補助金	
根拠法	(静岡県) 救急医療施設運営費等補助金交付要綱 (小児救急医療施設運営事業分)			
交付要綱等名称	賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱/下田市小児救急医療対策事業費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策5 地域医療体制の充実
	施策	救急体制を充実します		
補助対象者	下田メディカルセンター・西伊豆病院、伊豆今井浜病院・伊豆東部総合病院	事務局等	市民保健課健康づくり係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	S58	補助終期設定	なし	補助率
				賀茂市町で按分 (人口、搬送数)
				1件当たり補助上限額
				小児@13,570×対応可能日数 二次救急@71,040×(365日夜間+祝日休日年末年始数)

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	10,100,160	21,180,200	31,280,360
R07	10,093,000	21,187,000	31,280,000
R06	10,178,000	21,030,000	31,208,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	9,950,820	21,256,500	31,207,320
R05	10,072,590	21,276,810	31,349,400
R04	9,966,380	21,173,090	31,139,470
R03	10,177,790	20,904,210	31,082,000
R02	9,966,380	21,173,090	31,139,470

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	第2次救急医療の確保。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	小児救急に対してのみ、県よりオンコール13,570円×年間実施日数の2/3の県補助がある。平成17年から普通交付税として措置されている。それ以前は、1日あたり71,040円国からの補助があった。 *5町負担分は町長会より下田市に歳入で受けている。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	R5年1月～6月(下田消防本部) 30分以内の救急搬送先決定割合:99.56% 救急搬送先の受け入れ体制が整備されている。
同一団体への他の補助金の有無	地域医療ネットワーク基盤整備事業
廃止の見込み、廃止の影響	地域医療の低下を招く

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	賀茂圏域の住民が日常生活において起こり得る急病や災害によるけがなどの傷病から生命を守るための活動で広く市民生活に貢献している。	10
市が補助すべき理由	※②	賀茂圏域の住民の生命を守る上で、絶対的な必要性を持つ。 なお賀茂1市5町で要綱により負担している。	10
目的・内容	※②	賀茂地域1市5町の間で、賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院による第2次救急医療体制の整備及び確保を図る。	10
補助金の主な使途		救急医療運営費(当直の医師、看護師、事務員の人件費)	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	賀茂医療圏域全体事業として補助 R8年度 小児救急(@13,570円:オンコール単価×年間日数12日予定) 2/3県補助(小児のみ) * 交付は下田メディカルのみ R8年度 第2次救急医療4病院 (@71,040×(休日祝日73日+夜間365日)) 市町負担割合は人口、搬送数、 下田市に5町より負担金(R8予算はR8.1月の町長会査定による。*R7と同	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	急病及び事故等に対応できる医療機関の確保により市民の健康、生命を守り、安心、安全な生活の確保。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2040	
No.	603	補助金名	下田市不妊治療費助成金
根拠法	(静岡県)一般不妊治療(人工授精)費等助成事業費補助金交付要綱		
交付要綱等名称	下田市不妊治療費助成金交付要綱		
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系 施策1 健康づくりの推進
	施策	生涯を通じた健康づくりを推進します	
補助対象者	不妊治療を受ける夫婦	事務局等	市民保健課健康づくり係
補助金の性質	施策的補助		
補助開始年度	H25	補助終期設定	なし
		補助率	0.7
		1件当たり補助上限額	350000(鉄道賃50,000)

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	625,000	1,715,000	2,340,000
R07	85,000	1,715,000	1,800,000
R06	85,000	1,715,000	1,800,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	293,130	1,471,000	1,764,130
R05	1,600,000	491,220	2,091,220
R04	650,000	880,000	1,530,000
R03	1,253,480	2,007,000	3,260,480
R02	1,470,180	1,616,000	3,086,180

○チェック項目と評価内容

県補助金

事業開始のきっかけ	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減と少子化対策の推進を図る。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	県補助(治療対象項目のみ、そのうち2/7の額) ふるさと応援基金繰り入れ
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	不妊治療をしてる方の申請が増え、子供が誕生する。
同一団体への他の補助金の有無	一般不妊治療費(人工授精分)県補助金(令和3年度繰り越し1/2)はR4年度まで。 R4年度より保険診療が適応になり、窓口自己負担3割となった。自己負担分について助成継続。 R4年度治療開始分から保険診療適用となったため、県の助成廃止。)R6より先進医療について県助成開始し、上限5万円まで助成、控除後、市が助成する。
廃止の見込み、廃止の影響	治療費の負担が大きい為、妊娠をあきらめる夫婦が出て、出生数が減る。

○評価点(10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	出生数が増加することで人口増となり、市全体の生活が安定する。	10
市が補助すべき理由		不妊治療は、高額な医療費がかかるため、市単独で補助するものである。 保険診療の自己負担分、鉄道賃を補助している。	10
目的・内容	※②	一般不妊治療、特定不妊治療を対象とし1回の申請につき合計金額の10分の7で限度額30万円。助成期間は通算5年間、所得制限なし。医療機関への通院に関わる交通費について5万円(鉄道賃)を助成する。(平成29年度から)(R4年度から保険診療適用開始、自己負担分の7/10上限30万、交通費5万まで)	10
補助金の主な用途		不妊治療費の自己負担分(医療費年間30万円、鉄道運賃年間5万円上限)	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	R8年度 不妊治療費窓口自己負担分の7/10(上限300,000)16万円×10人=160万円 鉄道賃:申請1件につき 50,000円まで5万円×4人=20万円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	治療により、子供が生まれる。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	国保年金係長 齋藤祐樹
継続	予算事業コード	8410		
No.	604	補助金名	出産育児一時金補助金	
根拠法	国民健康保険法第58条第1項			
交付要綱等名称	下田市国民健康保険条例第6条、下田市国民健康保険給付規則第2条			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	自立し安定した生活を送るための支援を実施します		
補助対象者	出産した被保険者	事務局等	市民保健課 国保年金係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	S33	補助終期設定	なし	補助率
				設定なし
				1件当たり補助上限額
				500,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	0	2,500,000	2,500,000
R07	2,500,000	5,000,000	7,500,000
R06	1,667,000	3,333,000	5,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	2,152,390	4,304,780	6,457,170
R05	1,637,277	3,274,553	4,911,830
R04	1,534,667	3,069,333	4,604,000
R03	1,112,807	2,225,613	3,338,420
R02	2,100,000	4,200,000	6,300,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より事業を継続している。少子高齢化の中で、出産に対する支援として全国的な給付となっている。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	一般会計繰入金 事業費の2/3
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	出産する方の経済的負担を軽減している。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環として必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付、平成23年度より、出産1人につき42万円の補助、令和5年1月1日から50万円に増額	10
補助金の主な使途	※③	出産費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@500,000円×5件（下記実績による） <参考> R2 15件、R3 8件、R4 11件、R5 10件、R6 18件、R7 5件（当初）	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		R8より一般会計からの繰り入れが認められなくなった。	10
成果・費用対効果	※④	出産時の経費負担を軽減することにより、子育て世帯の負担軽減に寄与している。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	国保年金係長 齋藤祐樹
継続	予算事業コード	8420		
No.	605	補助金名	葬祭費補助金	
根拠法	国民健康保険法第58条第1項			
交付要綱等名称	下田市国民健康保険条例第7条、下田市国民健康保険給付規則第3条			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	自立し安定した生活を送るための支援を実施します		
補助対象者	被保険者の葬祭を行う者	事務局等	市民保健課 国保年金係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	S33	補助終期設定	なし	補助率
				設定なし
			1件当たり補助上限額	50,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	2,000,000	0	2,000,000
R07	2,500,000	0	2,500,000
R06	2,500,000	0	2,500,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	2,000,000	0	2,000,000
R05	2,050,000	0	2,050,000
R04	2,150,000	0	2,150,000
R03	2,400,000	0	2,400,000
R02	2,500,000	0	2,500,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より補助を継続している。全国的な給付であり、被保険者にとっては必要不可欠な補助となっている。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	葬祭費の給付による被保険者等の経済的負担を軽減している。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環であり、他保険加入者との給付の均衡上必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	8
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付	10
補助金の主な使途	※③	葬祭費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@50,000円×40件（下記実績による） <参考> R2 50件、R3 48件、R4 43件、R5 41件、R6 40件、R7 40件（当初）	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	0
成果・費用対効果	※④	社会保障的な側面がある補助制度となっている。	8

①公益性 8

②必要性 10

③適格性 7

④効果 8

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	国保年金係長 齋藤祐樹
継続	予算事業コード	8485		
No.	606	補助金名	人間ドック受診費補助金（国民健康保険）	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市国民健康保険人間ドック助成事業実施要綱			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策1 健康づくりの推進
	施策	生活習慣病の予防、重度化防止を推進します		
補助対象者	下田市国民健康保険被保険者（30歳以上）	事務局等	市民保健課 国保年金係	
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	H25	補助終期設定	なし	補助率
				0.7
				1件当たり補助上限額
				25,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	3,500,000	0	3,500,000
R07	3,500,000	0	3,500,000
R06	5,000,000	0	5,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	4,440,000	0	4,440,000
R05	3,283,000	0	3,283,000
R04	3,388,000	0	3,388,000
R03	3,167,000	0	3,167,000
R02	3,406,000	0	3,406,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成20年度から特定健康診査が始まったが、特定健康診査対象年齢対象以外の年齢層の健康意識と他市町との均衡を図る。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	詳細な検査費用の負担軽減により、病気の早期発見、早期治療を促進し、被保険者の経済的負担の軽減と制度全体の医療費削減に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。医療費抑制が制度の主要課題の中、必要不可欠な施策。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 市民の健康増進、他保険加入者との均衡を図る	8
市が補助すべき理由	※② 医療・介護等の社会保障費増大していく中で、精密な検査を行うことにより疾病の早期発見ができ、医療費の抑制できる。	10
目的・内容	※② 疾病の予防、潜在疾病の早期発見と早期治療により市民の健康増進を図る。	10
補助金の主な使途	※③ 検査費用の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 個人負担額の7割を補助 限度額 25,000円 @25,000円×140件 <参考> R2 139件、R3 131件、R4 139件、R5 134件、R6 185件、R7 140件（当初）	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	なし	0
成果・費用対効果	※④ 人間ドック受診費用を軽減することにより、詳細な検査を受けやすくし、健康に対する意識付けができる。	8

①公益性 8

②必要性 10

③適格性 7

④効果 8

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 地域包括支援センター		記載者職・氏名	地域包括支援センター長 小澤 かおり		
継続	予算事業コード	1430				
No.	607	補助金名	下田市高齢者サロン活動支援助成金			
根拠法	なし					
交付要綱等名称	下田市高齢者サロン活動支援事業実施要綱					
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉		施策体系	施策2 地域福祉の推進	
	施策	地域の課題を連携して解決する仕組みを構築します				
補助対象者	下田市内の高齢者サロン団体		事務局等	市民保健課 地域包括支援センター		
補助金の性質	奨励的補助					
補助開始年度	R2	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額 68,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	53,500	374,500	428,000
R07	76,000	300,000	376,000
R06	76,000	300,000	376,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	96,000	200,000	296,000
R05	236,000	0	236,000
R04	280,000	0	280,000
R03	276,000	0	276,000
R02	188,000	0	188,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	今後求められる、介護予防と健康保険事業の一体的な実施の地域拠点（住民主体の居場所活動）を市内の全地区で実施していく必要があるため。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	ほのぼの福祉基金
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	会の活動継続の経済的な援助となっている
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	廃止とした場合、財源不足に陥り、サロン活動の停滞を招く

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	市民の健康増進・介護予防・高齢者の見守り等の拠点の運営支援だけではなく、まだ住民主体の居場所づくり活動が実施されていない地域で、新たな居場所作りを検討する住民の支援を行い、市内全域での事業活動の推進を図る。	10
市が補助すべき理由	※②	高齢者サロン活動の維持及び活動の支援と共に、介護予防・健康増進・高齢者の見守り活動の事業を、地域で実施するための拠点としての住民主体の居場所活動の立上げの推進を図るため。	10
目的・内容		市内の高齢者の引きこもり予防、介護予防等のため。さらに、高齢者の見守り・健康づくりの地域の拠点として育成していくことを目的とする。	10
補助金の主な使途		サロン立上げ費の一部、サロン活動費の一部、サロン会場費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	令和8年度 居場所の立上げ（初回のみ）@20,000円×1件=20,000円 運営補助@2,000円×12か所×12月=288,000円 会場費補助@2,000円×5か所×12月=120,000円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	市内高齢者サロン等の活動数により評価 ※R6年度10団体 延べ1,911人	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2061		
No.	608	補助金名	賀茂地域第2次救急医療圏地域医療ネットワーク事業費補助金	
根拠法	地域医療ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱（静岡県） ふじのくにねっとGWコンパクトモデル運用			
交付要綱等名称	賀茂地域第2次救急医療圏地域医療ネットワーク事業費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策5 地域医療体制の充実
	施策	救急体制を充実します		
補助対象者	下田メディカルセンター・西伊豆病院、伊豆今井浜病院		事務局等	市民保健課健康づくり係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	R1	補助終期設定	なし	補助率
				賀茂市町で按分（人口、搬送）
				1件当たり補助上限額
				1医療機関につき1500000まで

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	881,620	1,595,380	2,477,000
R07	933,000	1,808,000	2,741,000
R06	941,000	1,800,000	2,741,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	926,750	1,790,250	2,717,000
R05	940,380	1,800,620	2,741,000
R04	935,440	1,805,560	2,741,000
R03	893,280	1,848,720	2,742,000
R02	935,430	1,898,570	2,834,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	静岡県ふじのくにネットバーチャルメガホスITAL協議会立ち上げ。県より、地域医療ネットワーク整備事業について提案があった。
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	初年度基盤整備については医療機関に直接県が補助 *5町負担分は町長会より下田市に歳入で受けている。
代替手段との比較	ふじのくにネットバーチャルメガホスITAL協議会に所属せず、 既存の「シズケアかけはし」の利用
当初目的の達成度	医療データ開示側は基盤整備まで行った。今後はデータ参照側の三次医療機関の利用を推進
同一団体への他の補助金の有無	初年度基盤整備については1/2県補助あり
廃止の見込み、廃止の影響	デジタル化の推進という観点からも必要性が高まってくると思われる。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	賀茂圏域の住民が日常生活において起こり得る急病や災害によるけがなどの傷病から生命を守るための活動で広く市民生活に貢献している。	8
市が補助すべき理由	※②	賀茂圏域の住民の生命を守る上で、円滑に高度医療を受けることができる。なお賀茂1市5町で要綱により負担している。	6
目的・内容		三次医療との連携	6
補助金の主な使途	※③	システム運用費（保守、通信料等）	6
予算要求額の算出根拠・算出方法		各二次救急医療機関（3病院）からの運用費予算見積り 1市5町負担割合は人口割40%、均等割20%、二次救急から	6
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	8
成果・費用対効果	※④	利用が進むことで、救急医療におけるより、迅速な検査、診断治療につなげることができる。	6

①公益性 8

②必要性 6

③適格性 7

④効果 6

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2150	
No.	609	補助金名	下田市若年がん患者妊孕性温存治療費助成金
根拠法	厚生労働省 「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」		
交付要綱等名称	下田市若年がん患者妊孕性温存治療費助成金交付要綱		
総合計画の 位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系 施策1 健康づくりの推進
	施策	生涯を通じた健康づくりを推進します	
補助対象者	がん患者で妊孕性温存治療者	事務局等	市民保健課健康づくり係
補助金の性質	施策的補助		
補助開始年度	R2	補助終期設定	なし
補助率	医療機関に払った額の上限まで	1件当たり補助上限額	精子：2万円 卵子：40万円

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	1,000	0	1,000
R07	450,000	450,000	900,000
R06	450,000	450,000	900,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	0	0	0
R05	0	0	0
R04	0	0	0
R03	0	0	0
R02	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	H24.25の厚労省研究事業 AYA世代のがん対策に関する政策提言「がん患者の包括的継続的支援と患者の自立自己管理を促す対策の推進
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	若年がん患者等支援事業補助金（県）1/2
代替手段との比較	*下田市の不妊治療助成を受けていないことが条件
当初目的の達成度	R5申請0支給0件 R2～R5 補助制度を継続 ホームページで周知をおこなった。
同一団体への他の補助金の有無	静岡県小児AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業費補助金と併用申請（受付窓口は対象者の自治体） *下田市の不妊治療費助成金を受けていないことが交付要件
廃止の見込み、廃止の影響	県の補助金あるため継続

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	厚労省がん対策推進基本計画として位置づけられている	10
市が補助すべき理由	※②	将来、子供を産み育てることを望む若年がん患者が希望を持ってがん治療に取り組むための、精神的及び経済的負担の軽減	10
目的・内容		将来、子供を産み育てることを望む若年がん患者が希望を持ってがん治療に取り組むための、精神的及び経済的負担の軽減	10
補助金の主な使途	※③	治療費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		R8年度 精子採取凍結2万円×申請見込0件 卵子採取・凍結40万円×申請見込0件	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	R2から0件（若年がん患者で妊娠希望者について医療機関が助成について案内）	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2150		
No.	610	補助金名	下田市若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金	
根拠法	がん対策基本法 生活の質の向上			
交付要綱等名称	下田市若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金交付要綱			
総合計画の 位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策1 健康づくりの推進
	施策	生涯を通じた健康づくりを推進します		
補助対象者	がん治療終了後、ADL介助必要な者（20歳未満）、福祉用具利用が必要な者（40歳未満）		事務局等	市民保健課健康づくり係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	R2	補助終期設定	なし	補助率
				0.9
				1件当たり 補助上限額
				45,000/月 福祉用具貸与は27,000/月

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	1,000	0	1,000
R07	270,000	270,000	540,000
R06	270,000	270,000	540,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	0	0	0
R05	0	0	0
R04	0	0	0
R03	0	0	0
R02	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	H24.25の厚労省研究事業 AYA世代のがん対策に関する政策提言「がん患者の包括的継続的支援と患者の自立自己管理を促す対策の推進
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	若年がん患者等支援事業補助金（県）1/2
代替手段との比較	40歳以上は介護保険制度、又は障害者自立支援制度
当初目的の達成度	R5 申請0 支給0 件 R2～R5 補助制度を継続 ホームページで周知をおこなった。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	県の補助金あるため継続

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	厚労省がん対策推進基本計画として位置づけられている	10
市が補助すべき理由	※②	がん患者の包括的継続的支援と患者の自立自己管理を促す	10
目的・内容		がん患者の包括的継続的支援と患者の自立自己管理を促す	10
補助金の主な使途	※③	生活基本動作の介助サービス費、福祉用具の費用	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		R8 年度予算～居宅サービス：45,000×2か月分のみに変更 申請件数 見込み0件	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	R2 から0件 医療機関が助成制度を案内	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2150		
No. 611	補助金名	下田市がん患者医療用補整具購入費助成金		
根拠法	がん対策基本法就労社会参加促進			
交付要綱等名称	下田市がん患者医療用補整具購入費助成金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策1 健康づくりの推進
	施策	生涯を通じた健康づくりを推進します		
補助対象者	がん治療による外見変貌を補完する医療用補整具購入者	事務局等	市民保健課健康づくり係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	R2	補助終期設定	なし	補助率
				上限額まで
				1件当たり補助上限額
				ウィッグ@20,000円*1人/補正下着20,000円*1人/人口乳房100,000円

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	30,000	30,000	60,000
R07	70,000	70,000	140,000
R06	70,000	70,000	140,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	20,000	20,000	40,000
R05	10,000	10,000	20,000
R04	30,000	30,000	60,000
R03	20,000	20,000	40,000
R02	10,000	10,000	20,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	H24.25の厚労省研究事業 AYA世代のがん対策に関する政策提言「がん患者の包括的継続的支援と患者の自立自己管理を促す対策の推進
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	若年がん患者等支援事業補助金（県）1/2
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	R5申請1支給1件 R2～R5 補助制度を継続 ホームページで周知をおこなった。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	県の補助金あるため継続

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 厚労省がん対策推進基本計画として位置づけられている	10
市が補助すべき理由	※② がん患者の社会参加と就労促進	10
目的・内容	※② がん患者の就労、社会参加の促進	10
補助金の主な使途	※② 補整用具購入費用	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ ウィッグ@20,000円*3人/補正下着20,000円*0人/人口乳房100,000円*0人=合計60,000円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	なし	10
成果・費用対効果	※④ R3：2件 R4：3件 R5：1件 医療機関が助成制度を案内	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
新規	予算事業コード	2045		
No.	612	補助金名	出産・子育て応援金給付事業 ⇒妊婦のための支援給付に名称変更	
根拠法	子ども子育て支援法			
交付要綱等名称	下田市妊婦支援給付金支給要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	子育て等の相談体制を強化します		
補助対象者	妊娠届時支給、胎児の数に応じた8か月以降に妊婦に支給		事務局等	市民保健課健康づくり係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	R4	補助終期設定	なし	補助率
				定額 妊娠5万円 胎児数×5万円
				1件当たり 補助上限額
				妊娠5万円 胎児数1人につき 5万円

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	0	8,000,000	8,000,000
R07	0	8,000,000	8,000,000
R06	1,250,000	6,250,000	7,500,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	184,000	6,916,000	7,100,000
R05	150,000	7,350,000	7,500,000
R04	1,243,000	6,207,000	7,450,000
R03	0	0	0
R02	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	子ども子育て支援法による支給
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	国庫10/10
代替手段との比較	開始にあたり、福祉事務所で給付されていた事業廃止
当初目的の達成度	妊娠8か月頃、及び出産後の面談の実施を100%とする。 全ての対象者が妊娠、出産について適切な時期に適切なケアを受けることを目的とする。
同一団体への他の補助金の有無	国保出産一時金 児童手当、子ども医療費
廃止の見込み、廃止の影響	国、県の補助があるため継続

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 法律に基づいて全国で実施	10
市が補助すべき理由	※② 妊婦の支援	10
目的・内容	子育てにおける伴走型支援の拡充	10
補助金の主な使途	家庭における子育てにかかる経費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 妊娠届出時：5万円×90人＝450万円 妊娠8か月以降：5万円×70人＝350万円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	なし	10
成果・費用対効果	※④ R4年度：149件給付 R5年度：150件給付 R6：142件給付 妊娠初期に確実に早期に窓口での母子手帳交付につなげる仕組みとなり、望まない妊娠等孤独で悩みを抱える妊婦が行政サービスにつなげることが成果として考えられる。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子
継続	予算事業コード	2045		
No.	615	補助金名	下田市妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援助成金	
根拠法	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（こども家庭庁）			
交付要綱等名称	下田市妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援助成金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	子育てサービス等を充実します		
補助対象者	遠方の直近の医療機関で妊婦健診を行う妊婦	事務局等	市民保健課健康づくり係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	R6	補助終期設定	なし	補助率
				交通費の8割
				1件当たり補助上限額
				1時間以上かかる医療機関のうち最も近い産科医療機関にかかる交通費 タクシーは不可

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	450,000	1,350,000	1,800,000
R07	450,000	1,350,000	1,800,000
R06	125,000	375,000	500,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	27,751	74,000	101,751
R05	0	0	0
R04	0	0	0
R03	0	0	0
R02	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	国庫補助こども家庭庁成育局長通知 R7.2月より、市内に分娩取扱医療機関が0施設になり、市外への移動にかかる妊婦健診時の交通費を支援
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	国庫1/2 県1/4
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	妊婦健診未受診0件とする。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	国、県の補助があるため継続

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	国の要綱に基づいて全国で実施	10
市が補助すべき理由		妊婦の支援	10
目的・内容	※②	出産までの妊婦健診が遠方になり交通費がかかることで未受診とならないよう助成し、周産期死亡率等の悪化につながらないようにする。	10
補助金の主な使途		妊婦健診時の産科医療機関までの往復交通費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	自家用車は市職員旅費規程の8割 1時間圏内往復交通費 通常妊婦 (37円×60キロ)×0.8×(40人×7回)=1,196,160 ハイリスク妊婦 (37円×60キロ)×0.8×(10人×14回)=598,080	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	妊婦健診未受診0件	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和7年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 健康づくり係	記載者職・氏名	健康づくり係長 澤田 秀子		
継続	予算事業コード	2045			
No.	616	補助金名	下田市妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費補助金		
根拠法	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（こども家庭庁）				
交付要綱等名称	下田市妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費補助金交付要綱				
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育		施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	子育てサービス等を充実します			
補助対象者	遠方の直近の医療機関で出産した産婦		事務局等	市民保健課健康づくり係	
補助金の性質	施策的補助				
補助開始年度	R6	補助終期設定	なし	補助率	交通費の8割、宿泊費上限一泊8,900まで 1件当たり補助上限額 1時間以上かかる医療機関のうち最も近い産科医療機関にかかる交通費 タクシーも可 産科医療機関近隣の宿泊施設への事前宿泊費用一泊8,900×14泊まで

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R08	179,000	533,000	712,000
R07	2,114,250	6,342,750	8,457,000
R06	937,250	2,811,750	3,749,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R06	7,786	21,000	28,786
R05	0	0	0
R04	0	0	0
R03	0	0	0
R02	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	国庫補助こども家庭庁成育局長通知 R7.2月より、市内に分娩取扱医療機関が0施設になり、市外への移動にかかる分娩時の交通費を支援
国・県等の補助の有無 特定財源の内容	国庫1/2 県1/4
代替手段との比較	妊婦サポート119で消防署に事前登録し、医師の判断によっては救急車での移動となる。
当初目的の達成度	周産期死亡率を0とする。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	国、県の補助があるため継続

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 国の要綱に基づいて全国で実施	10
市が補助すべき理由	分娩の支援	10
目的・内容	※② 出産が遠方になるため、タクシー代、又は自家用車にかかる交通費を助成する。 出産時に直前の移動でなく、事前に近隣宿泊施設に宿泊し、陣痛時の移動距離の短縮を図る。	10
補助金の主な使途	出産時の産科医療機関までの往復交通費 近隣宿泊施設への宿泊費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 電車、バス等の運賃の8割、 自家用車は市職員旅費規程の8割 タクシー代20,000×0.8×往復×54人=1,728,000 宿泊費（10,200—2,000）×14泊×54人=6,728,400円 合計8,456,400 予算8,457千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	なし	10
成果・費用対効果	※④ 安心、安全なお産	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10